

令和7年6月25日

池田裕一公認会計士事務所
公認会計士 池田 裕一 殿

サンワード証券株式会社

代表取締役社長 依 田 年 晃

内部管理統括責任者 中 川 浩 靖
専 務 取 締 役



当社の令和7年3月31日現在の分別管理の法令遵守に関する経営者報告書（以下「経営者報告書」という。）の合理的保証に関連して、下記のとおりであることを確認いたします。また、経営者報告書の作成責任は、経営者にあることを承知しております。

記

- 以下に掲げる関連法令・規則（以下「法令」という。）を遵守する責任は経営者にあることを承知しております。
 - 金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項
 - 金融商品取引法施行令第16条の15
 - 金融商品取引業等に関する内閣府令第136条から第141条の3
 - 平成19年8月金融庁告示第56号から第58号
- 顧客資産の分別管理を行う責任並びに法令遵守のために経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることを承知しております。
- 当社は、法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるため適切な手続を実施いたしました。
- 上記の適切な手続を実施した結果、令和7年3月31日現在において、当社が法令を遵守して顧客資産を分別管理していたと判断しており、経営者報告書は日本証券業協会の「顧客資産の分別管理の適正な実施等に関する規則」（以下「日本証券業協会の分別管理実施規則」という。）第2条に準拠して作成しています。
- 当社は、監査人から要請のあった次の書類及び経営者報告書に記載の事項に関連すると認識している記録、文書及びその他の物を含む全ての情報を監査人に提示いたしました。

- 顧客資産の分別管理の法令遵守に関連する文書・資料
 - 株主総会、取締役会及び経営会議や常務会等の重要な会議の議事録（本日現在開催済みで議事録未作成の場合はその要旨の記録を含む。）
- 当社は、貴監査法人が必要と判断した人物への無制限のアクセスを提供しました。
 - 分別管理の法令遵守に影響を与える可能性のある役員又は使用人が責任を負うべき内部統制の重要な欠陥等、法令非遵守、不正、訴訟事件等若しくはそれらの疑いがある事項又は未修正の誤謬はありません。
 - 顧客資産の分別管理の法令遵守に重要な影響を及ぼす後発事象はありません。
 - 様々な解釈をし得る法令に基づく要求の解釈についての責任は、当社にあることを承知しております。
 - 次に該当する事項はありません。
 - 行政官庁等の規制当局からの通告・指導等で、顧客資産の分別管理の法令遵守に重要な影響を与える事項
 - 顧客資産の分別管理の法令遵守に重要な影響を与える経営者の意思や判断に依存している事項
 - 当社の令和7年3月31日現在の経営者報告書の合理的保証に関連して、さきに、当社が監査人に提出いたしました会社法監査（令和7年5月30日）に係る経営者確認書の内容を変更すべき事項は、本日までの間に発生しておりません。
 - 顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証報告書（以下「保証報告書」という。）は、当社と日本証券業協会の利用に供することを目的として監査人が作成されたものであり、その他の第三者に対して保証報告書の提示及び内容の全部又は一部の引用は行いません。また、日本証券業協会の分別管理実施規則に規定された方法又は保証業務実務指針3802「金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務に関する実務指針」（日本公認会計士協会）に規定された方法以外での開示は行いません。
 - 顧客資産の分別管理の法令遵守に関連する記録（会計記録を含む。）に、適切に記録していない重要な取引等はありません。
 - 当社の従業員、元従業員、投資家、行政官庁等の規制当局又はその他の者から入手した、顧客資産の分別管理の法令遵守に影響する不正の申立て又は不正の疑いに関する情報はありません。
 - 契約不履行の場合に顧客資産の分別管理の法令遵守及びこれらに係る内部統制の有効性に重要な影響をもたらすような契約諸条項は、全て遵守しております。
 - 経営者報告書に記載したものを除き、開示を必要とする事項はありません。

以 上